

「議会基本条例(案)」意見募集（パブリックコメント）の結果について

議会基本条例(案)について、貴重なご提言をいただきありがとうございました。意見募集をした結果について、下記のとおり取りまとめましたので公表します。

なお、いただきましたご提言も参考にしながら、法制上の基本原則をもとにして、議会改革調査特別委員会で協議のうえ、基本条例(案)のままとなりました。

1. 募集期間 平成 25 年 10 月 7 日（月）～平成 25 年 11 月 6 日（水）
2. 意見提出 1 人
3. 公表方法 町ホームページ（主な意見のみ掲載）
4. 意見と議会の回答など

	意見の概要	議会の回答
①	<p>①安平町議会基本条例（案）について</p> <p>◇基本的な考え方・・・議会と町長は地方自治の両輪です。議会は町長をチェックするとともに町民の声を反映した政策の立案などにも積極的に取り組んでいかなければならない。基本条例は、議員や議会の責務をはじめ、公開の原則、町民への報告会の開催など、議会運営のルールを定めるものです。</p> <p>◇議会改革を見分ける尺度は、議会基本条例が「三つの必修要件」を満たしているかどうかです。（1）議会が機関として一体となり町民生活の場に出向いて意見交換する議会報告会（2）請願・陳情は町民の政策提言であり、議会での意見陳述を保障すること（3）議会は討論の場であり議員相互間で自由な討議を通じて意見集約すること</p> <p>■意見&lt;追加修正&gt;</p> <p>⊖前文は、条例がめざすところを明らかにするものであるから 議会は町長と、その権限・職責を分担しながら二元代表制による対立、対等の立場を堅持しつつ牽制均衡の原則にしたがい、最良の意思決定を行うものとする。</p> <p>⊖条例の主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な議案に対する議員の賛否を広報で公開する</li> <li>・全議員による議会報告会を月 1 回以上開催する</li> <li>・一般質問の際、町長や執行機関の職員は、議員の質問に対し反問できる</li> <li>・議員、町民が自由に意見を交わす一般会議を開催する</li> </ul>	<p>議会改革調査特別委員会において内容を確認させて頂きました。</p> <p>・内容的には理解しますが前文の既存の内容とは表現の整合性が図れず、また、その趣旨については第 4 条に盛り込まれていると判断しました。</p> <p>・総体的には行われていると判断しています。</p> <p>・状況を確認した上で必要性の検討を行います。</p> <p>・第 7 条第 4 項で反問権を規定しています。</p> <p>・議会報告会及び懇談会を実施し、要望に応じ出前説明会で対応します。</p>

<p>②</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案採決の前に議員による自由討論で議論を尽くす</li> <li>・基本計画、長期計画も議決事項とする</li> <li>・傍聴者からの求めがあれば議員配布と同じ資料を提供する</li> <li>・議員力のレベル向上のための研修の充実に努める</li> </ul> <p>③議会運営の基本 民主主義の議会では、「多数決原理」を採用し、ひとたび多数で決めた以上は、反対した人も多数意見に従うことを約束事とした。</p> <p>(一) 多数決が原則 □是々非々の態度 □討論こそ議会の本髄 □全て腹案・代案で対応する</p> <p>(二) 牽制均衡の原則 □権限の分担 □二つの眼で福祉向上を追求</p> <p>(三) 批判、監視権 □公正な行政を確保するための監視力 □すべての主権者・納税者の立場で □政策重視の時代</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第9条第1項で討論による合意形成を規定しています。</li> <li>・第3条で議決案件としています。</li> <li>・対応しておりますが、数量に限りがあります。</li> <li>・第2条第7項に規定しています。</li> <li>・ご意見として承ります。</li> </ul>
	<p>その他に関すること&lt;期待される職員の倫理、議会は言論の府&gt;</p> <p>(1) 権限と職責を明確化した二元代表制～議会の議員は「執行機関と一体化」し、「与党化」とか「支援・後援」といった考え方、行動は許されないことで、あくまでも議会は是々非々の態度を貫かねばならない。しかし、これらの法律が定めた原則を十分に理解することなく町長の立場を擁護し与党化しこれが議員の仕事。責任だと誤解している議員が多い。二元代表制とは政治責任を町民に対して負うことです。</p> <p>(2) 欠けていないか町民との対話～議員に対する評判があまりよくない。議員報酬だけが高く何をやっているのかと疑いの声だけが残っている。どうしてか。原因は複雑で一概に言うことはできないが、選挙のときは投票率が高く大騒ぎするのに、選挙が終わると町民自身も町の政治に関心を寄せようとしない。自治意識が低く、あなた任せだ。また議会を傍聴することなく議員も自らの活動状況を積極的に知らせ、町民と接触しようとする努力が不足していないか。そこで議員は町民を責める前にもっと活動状況を知らせ「社会責任」を負わねばならない。今、町民が議会の状況を知ることができるのは、新聞、議会便りや町民の口伝えなどほんの一部にすぎない。しかし議会の良い面、褒めてしかるべき活動振りが町民へ伝わっていない。こんなことが議会に対する信頼感を失わせていないか。町民と議会を結びつける</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見として承ります。 (6) まで</li> </ul>

信頼感を高めることは議会民主政治の基盤である。このため議員は出来るだけ諸会合に出席し町民と接触し政治を語りまちづくりの政策を話し合い、時にはよき相談相手になるなど日常活動を通して願いや声を聞く努力を重ねて欲しい。

### (3) 花形の政策一般質問

一般質問は議会が「批判・監視の府」として、議員は政治家としてその権限を行使することは極めて重要な意義を持っているので、その機能の発揮のため積極的に活用しなければならない。単に一般事務を質す場合もあるでしょうが、もっと「批判の眼監視の眼」で質したい。

もともと、住民に政治責任を負う立場から、日頃の抱負、政策論を大いに述べ、行政の効率化や町の発展のため建設的意見を披露し、オレの考えはこうだと町長に迫る質問であってほしいものです。一般質問は町の実態に即して課題をとらえて行うことになるが、次のような区分になる。①要請型 ②事情徴収型 ③政策型 これまでの議会は①②は良く行っているがもっと「政策中心の一般質問」を重要視し努力してもらいたい。

### (4) 政務調査会の活用

閉会中に十分時間をかけて論議する。議会の正規な活動として常任委員会の部門に関する事務調査（地方自治法 109 条）をとおして政策論議を行なう。議員が余程勉強し研究しなければ執行部と対等に論じ合うことができない。

### (5) 常任委員会の事務調査権を活用

常任委員会は「その部門に属する地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する」（法 109 条）とある。しかし議会では本会議から付託された事件の審査だけに終わり、委員会固有の権限とされる「事務調査権」に関心が無いように思われる。

委員会調査権は、議会の監視・批判権の一作用として法的には「能動調査権」といわれ、委員会独自の意思で活動し、または他の委員会に働きかけ、お互いに自主的に行動することを原則にしている。一般質問の多くは議員が抱く疑義について質問し町長が答弁し終わる。委員会の調査権は実地に調査し関係者の説明、資料等を求めて実態を調べて公正な行政を確保しようとするものである。

### (6) 議会の活性化のための事務局の充実

議会は名実ともに二元代表制の唯一の機関として、議員提案の条例案作りや執行部提案の議案等のチェックをサポートし、常時、議員に行政情報を提供するなど専門の職員のスペシャリスト化を図ることが当然でないか。議員は、法令や情報収集は素人であるから、よいアイデアの持ち主であっても職員の補助が必要である。現状では政策担当職員がいないため議員の質問も通り一遍のことで終わってしまう。提出すべき事件、決議等がありながら提案せず、議案の修正の動議も出

<p>さず結果的に町長提出議案のほとんどを原案可決する「自動承認機関」になっていると批判の声も聞かれる。二元代表制とは、町長も議員も住民に責任を分担しながら町の発展を願い福祉向上を追求する道具立てとして機関を組織している。</p> <p><b>(7) 議会基本条例には逐条解説が必要である。</b> 条例ごとに趣旨と解釈を記述することが重要である。</p>	<p>・逐条解説については協議の末、「ややこしくない。」表現とするために逐条解説は添付しないこととしたものです。(基本的に条例本文を解かり易い表現に努めることを前提としています。)</p>
--	--